



いつもの求人プラスして

『60歳以上専用求人』の公開を検討してみませんか

ハローワーク
野辺地
公式LINEハローワーク
野辺地
ホームページ

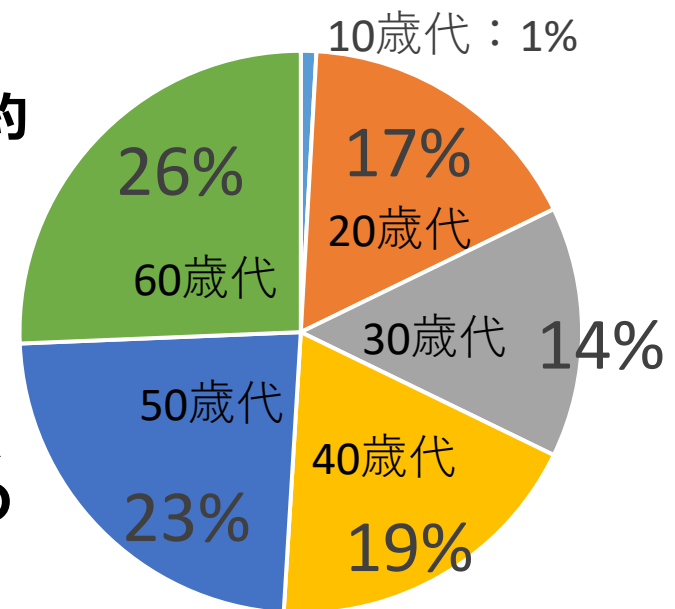
令和6年度にハローワーク野辺地に求職登録をした方のうち、約26%が60歳以上の方となり、最も高い割合を占めています。お仕事を探している約4人に1人は60歳以上の方ということになります。

さらに、60歳以上の方のうち6割以上が65歳以上の方でした。

青森県では、「若年者の減少」「仕事をしたいと考える高年齢者の増加」といった状況が今後も継続すると見込まれる中、「人材確保」を進めていくうえで「高年齢求職者の活用、活躍」は、円滑な事業の運営に欠かすことのできないものとなっています。

公開中の求人に加え、60歳以上の方のみを対象とした『60歳以上専用求人』を公開し、意欲ある60歳以上の方の採用をご検討ください。

令和6年度
ハローワーク野辺地管内の年齢別
新規常用求職者数の割合



『60歳以上専用求人』を公開するメリット

【求人への応募への意欲が高まります】

「年齢不問」や「60歳以上の方も歓迎します」では、若い方が応募してきたら採用される可能性が低くなるのでは？と考えている方もいます。『60歳以上専用求人』は、まさに高年齢者をターゲットとした求人であることから、高年齢求職者が年齢を気にせずに応募することができるため、応募意欲を高める効果が考えられます。

【一定の要件を満たすと助成金が支給されます】

ハローワークの紹介で離職中の60歳以上の求職者を採用した場合に「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」が活用できます。（※裏面参照）

【組織の活性化につながることが期待されます】

高年齢者雇用は、1. 即戦力としての期待、2. 人材不足の改善、3. 長年の就業経験や価値観を若手職員に伝えることによる組織の活性化などの効果が期待できます。

ハローワークでは、積極的に求人情報を求職中の皆様に提供しています

【60歳以上専用求人を含む『高年齢者（60歳以上）歓迎求人情報一覧』を作成します】

毎月、第一週に先月受理の『60歳以上専用求人』『60歳以上歓迎求人』などを一覧にまとめ、『高年齢者（60歳以上）歓迎求人情報一覧』を作成します。（令和7年11月からを予定）

【60歳以上の求職者に直接求人情報を提供します】

作成した『高年齢者（60歳以上）歓迎求人情報一覧』は、所内に掲示の上、公式LINE友だち登録者、求職者マイページ登録者にお知らせする他、毎月初回の相談の際には紙媒体で直接提供し、応募を促します。

ぜひ、『60歳以上専用求人』等をお申込みください

（お申込み詳細は裏面参照）



特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）のご案内

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

【助成額】

採用する労働者		合計助成額	支払い方法
①	母子家庭の母等	60万円（50万円） 短時間：40万円（30万円）	30万円（25万円）×2期 短時間：20万円(15万円)×2期
	高年齢者（60歳以上）		
	ウクライナ避難民		
	補完的保護対象者※ など		
②	身体・知的障害者	120万円（50万円） 短時間：80万円（30万円）	30万円×4期（25万円×2期） 短時間：20万円×4期(15万円×2期)
③	重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者	240万円（100万円） 短時間：80万円（30万円）	40万円×6期（33万円※×3期） 短時間：20万円×4期(15万円×2期) ※第3期は34万円

※出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者 ()内は大企業に対する支給額

【助成対象となる雇用形態】

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新※）として採用する方が対象です。
※「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象となります。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象となりません。
※雇入れ時点で継続雇用（上記の雇用形態であり、対象労働者を65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であること）が確実であると認められる場合に助成対象となります。



その他の
助成金制度は
こちらから

雇用関係助成金検索ツール



パンフレット 「雇用・労働分野の助成金のご案内」



< 簡易版 >



< 詳細版 >



『60歳以上専用求人』のお申込みにあたって

【求人条件の緩和をぜひご検討ください】

60歳以上の求職者の方々は、短時間や週2～3日勤務といったパート希望の方が多くいる一方、フルタイム勤務が可能な方もおり、そのニーズは様々です。就業時間や勤務日数、仕事の内容等について「相談に応じます」といった内容を含めることで応募のしやすさにつながります。

【お申込みはマイページから】

『60歳以上専用求人』の年齢欄は「60歳以上」と表示します。この場合に、年齢制限該当事由の高年齢者等の特定年齢層の雇用促進に該当するため、年齢制限を設けることが可能です。
これまでに申し込み済の求人内容と同じ職種で『60歳以上専用求人』を申し込むことも可能です。

★ハローワークの窓口でも、求人票の作成に関する相談ができます。
ただし、担当者が不在の場合もございますので、来所による各種相談を希望する場合は事前に下記お問い合わせ先までご連絡の上、来所日時の調整をお願いいたします。